

令和5年度 子育て世帯限定 家賃補助制度

ヤングファミリー住まいりんぐ支援事業



函館市では、子育て世帯の街なかへの居住をすすめています
新たに街なかの対象地区に転入してきた子育て世帯に対し
家賃の一部を補助します

最大で 月々
1万5千円

令和6年3月1日まで随時受付

※ 最長16年間 子供が中学校を卒業するまで

補助を受けられる世帯の要件は？

- ① 対象地区内に転入した日の属する年度の翌々年度の4月20日までに申請した世帯
【例】令和3年8月1日に対象地区内に転入した場合、令和5年4月20日が申請期限
※ 平成28年5月10日以降に対象地区内に転居した世帯は、
初めて子育て世帯となった年度の翌々年度の4月20日までに申請
- ② 対象地区に転入する前、対象地区外に1年以上居住
- ③ 世帯所得の合計が、月額3万3千円以下
- ④ 生活保護法の住宅扶助や他の公的家賃補助を受けていない
- ⑤ 本市の市税の滞納がない ⑥ 暴力団員でない



補助対象となる賃貸住宅の要件は？

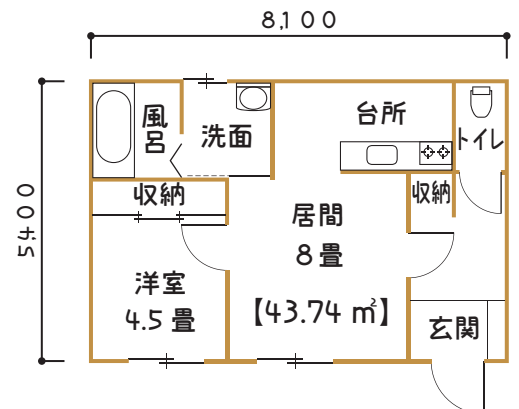
- ① 民間の賃貸住宅で、居住用として賃貸借契約を締結
(特定公共賃貸住宅は補助対象)
- ② 昭和56年6月1日以降に着工したもの
もしくは、現行の耐震基準に適合したもの
- ③ 住戸専用面積が40㎡以上かつ、入居者数に応じた
面積を有している
- ④ 入居者または入居者の3親等以内の親族が所有者ま
たは貸主でない住宅

子育て世帯とは

中学校卒業前の子と同居する
世帯で、その子を扶養する者が
その子の親・兄弟姉妹・伯叔
父母である世帯をいいます。

もらえる補助金の額は？

家賃（管理費、共益費、駐車場使用料は除く）から
勤務先で支給される住宅手当を差し引いて、3万円
を超えた分を補助。ただし、上限は1万5千円/月



住戸専用面積 40㎡以上の事例

【問合せ先】 制度の詳細は住宅課にお問合せください。

函館市 都市建設部 住宅課 (市役所3階) 電話：21-3385

メール：jutakusesaku@city.hakodate.hokkaido.jp

URL：https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014020500059/

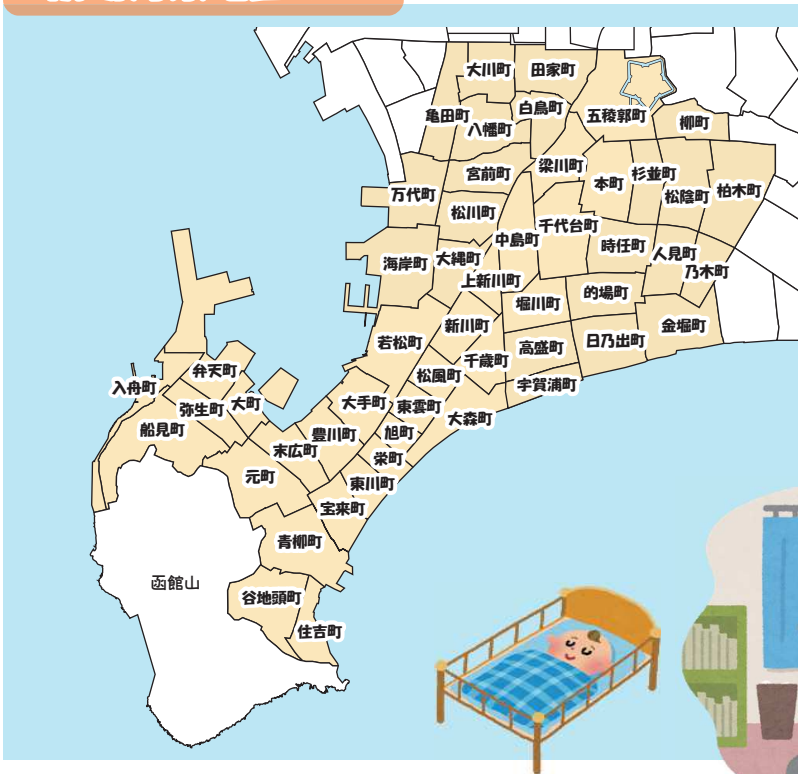


補助対象地区は？

下図の51町が補助対象地区です。

注意事項

- ・補助の対象は、その月の20日までに補助申請手続きをされた場合、その月分から。21日以降は翌月分から補助の対象となります。
- ・補助金は、支払い済みの家賃に対し、交付開始から9月分までを11月に、10月分から翌年3月分までを5月に、申請者の指定した口座に振り込みます。



【所得の考え方】

収入のある方が世帯に2人以上いる場合は、別々に所得を求めてから合算します。また、お一人で2種類以上の収入がある場合も、収入の種類ごとに所得計算をし、合算します。

◎ 給与所得者の場合

$$\text{所得月額} = (\text{年間所得額(給与所得控除後の金額)} - \text{控除額}^{\ast}) \times 1 / 12$$

※ 控除額は、同居親族1人につき38万円のほか、老人扶養など所得税法で規定されている控除があります。

借上市営住宅制度

子育て世帯支援としてヤングファミリー住まいりんぐ支援事業の他に、市が期限付きで借り上げた民間賃貸住宅を市営住宅とし、公募により子育て世帯向けに一部を優先供給しています。

○募集時期：4月、6月、8月、10月、12月、2月の第1週目または第2週目の月曜～金曜

※市政はこたて、(一財)函館市住宅都市施設公社のホームページに掲載

○申込要件：世帯の合計所得額158,000円以下(小学校就学前の子がいる場合、214,000円以下)ほか

※控除額やその他の要件がありますので、詳細は下記にお問い合わせください。

○間取り：2LDK, 3LDK

○家賃：21,100～59,900円/月 ※R5年度

○お問い合わせ先：(一財)函館市住宅都市施設公社

住所 函館市花園町24番2号

電話 30-3122

[借上市営住宅についてはこちら](#)

[市営住宅についてはこちら](#)

詳しくは
こちら

